

年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。ただし、(3) の解答にあたっては設問の指示に従うこと。また、解答は所定の解答用紙の所定の欄に記入のこと。(30 点)

(1) 次は通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」に規定する「解散手続に関する基準」に関する記述である。

第二 解散手続に関する基準

一 代議員会の議決

法第 145 条第 1 項第 1 号に規定する議決を得ていること。

二 代議員会の議決前の手続

代議員会の議決の前に次の (1) ～ (4) のすべての手続を終了していること。

また、企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移換しようとする場合であって、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者が、解散時における厚生年金基金の加入員の一部に限られる場合にあっては、(5) のア及びイに掲げる手続を終了していること。

(1) 事業主の同意

代議員会における議決前 (a) 以内現在における全設立事業所の事業主の (b) 以上の同意を得ていること。

(2) 加入員の同意

代議員会における議決前 (c) 以内現在における加入員総数の (d) 以上の同意を得ていること。

(3) 受給者への (e)

代議員会における議決前に、全受給者に対して、解散理由等に係る (e) を文書又は口頭で行っていること。

(4) 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の (f) 以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。

(5) 企業型年金の資産管理機関へ残余財産を移換することについての同意

ア 資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者の (g) 以上の同意を得ていること。

イ 解散時における厚生年金基金の加入員のうち、資産の移換を行うことができる解散基金加入員となるべき者以外の者の (h) 以上の同意を得ていること。

【選択肢】

(ア)1 月、(イ)3 月、(ウ)6 月、(エ)1 年、(オ)5 分の 2、(カ)5 分の 3、(キ)4 分の 1、(ク)4 分の 3、(ケ)3 分の 1、(コ)3 分の 2、(サ)2 分の 1、(シ)通知、(ス)情報開示、(セ)説明、(ソ)連絡

- (2) 次は通知「厚生年金基金の設立要件について」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」に関する記述である。

第二の四の(5) 加算年金の額の算定等

① 略

- ② 前記①のア～ウに規定する規約で定める数値は、支給する加算給付ごとに、次のア～ケに掲げるものに応じて定めるものであって、その算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、それぞれ、前回の財政計算の(a)における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らない範囲で定めた率(なお、財政計算を実施した場合であっても、当該財政計算に係る(b)までの間は、当該財政計算の直前の財政計算を「前回の財政計算」として取り扱うものとする。また、エの場合については、(c)で定めた率)及び前回の財政計算において用いた予定死亡率(給付の設計の変更((d)を変更するものに限る。)を伴わない財政計算を行う際に変更を要するものではないこと。)を用いて定めるものであること。

ア 支給開始年齢

イ (e)

ウ (f) ((f)を定めた場合に限る。)

エ 加算適用加入員でなくなったときから、加算年金の(g)を満たすまでの期間(加算年金の額に当該期間に係る利子相当額を加算することとなっている場合に限る。)

オ 加算年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に支給される遺族給付金の給付設計(規約において、加算年金の受給権者がその遺族に支給される遺族給付金の給付設計を選択できることを定めた場合に限る。)

カ (h)

キ (i)

ク 職種若しくは学歴(労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員や他の学歴の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、加算年金に差を設けることにつき合理的な理由がある場合に限る。)

ケ (j) (以下「給付額算定用加算適用加入員期間」という。)

【選択肢】

- (ア) 規約変更の適用日、(イ) 基準日、(ウ) 基準日以降の日、(エ) 基準日の属する事業年度末日、(オ) 規約、(カ) 保証期間、(キ) 支給期間、(ク) 支給開始、(ケ) 零を下回らない範囲、(コ) 支給要件、(カ) 受給資格、(シ) 加算適用加入員期間、(ス) 支給の繰下げ期間、(セ) 退職事由、(ソ) 加算適用加入員期間の全部又は一部、(タ) 加算適用加入員でなくなった事由、(チ) 加算適用加入員でなくなった日の年齢、(ツ) 加算適用加入員期間の一部、(テ) 予定利率、(ト) 予定死亡率

(3) 次は平成 20 年 11 月 27 日に社会保障審議会年金部会で取り纏められた「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理」に関連する設問である。それぞれの設問に答えよ。

①「低年金・低所得者に対する年金給付の見直し」に関連して、現行制度では満額年金を受給できない者に対して、できる限り満額年金の受給に近づけるようにする考え方の具体策のうち、モラルハザードの生じる可能性が低いものとして挙げられている制度を次から 1 つ選べ。

(ア) 最低保障年金、(イ) 保険料軽減支援制度、(ウ) 単身低所得高齢者等加算

②「基礎年金の受給資格期間（25 年）の見直し」に関連して、短縮する場合の短縮後の期間の例として挙げられているものを次から 1 つ選べ。

(ア) 5 年程度、(イ) 10 年程度、(ウ) 15 年程度、(エ) 20 年程度

③「国民年金の適用年齢の見直し」に関連して、適用年齢の見直し例として挙げられているものを次からすべて選べ。

(ア) 適用年齢を 25 歳から 65 歳までに引き上げる
(イ) 適用年齢を 30 歳から 70 歳までに引き上げる
(ウ) 適用年齢を 18 歳から 65 歳までとし、その間で 40 年納付すればよいこととする
(エ) 適用年齢を 20 歳から 65 歳までとし、その間で 40 年納付すればよいこととする

④「パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等」に関連して、被用者年金一元化法案の早期成立を図るべきとしているが、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（国会提出日：平成 19 年 4 月 13 日）に記載されている新たな厚生年金の適用範囲（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される労働者の 4 分の 3 未満であり、かつ、生徒、学生でないものとする）を次から 1 つ選べ。

(ア) 週所定労働時間 10 時間以上かつ勤務期間 6 ヶ月以上かつ報酬の月額 68,000 円以上
(イ) 週所定労働時間 10 時間以上かつ勤務期間 6 ヶ月以上かつ報酬の月額 98,000 円以上
(ウ) 週所定労働時間 10 時間以上かつ勤務期間 1 年以上かつ報酬の月額 68,000 円以上
(エ) 週所定労働時間 10 時間以上かつ勤務期間 1 年以上かつ報酬の月額 98,000 円以上
(オ) 週所定労働時間 20 時間以上かつ勤務期間 6 ヶ月以上かつ報酬の月額 68,000 円以上
(カ) 週所定労働時間 20 時間以上かつ勤務期間 6 ヶ月以上かつ報酬の月額 98,000 円以上
(キ) 週所定労働時間 20 時間以上かつ勤務期間 1 年以上かつ報酬の月額 68,000 円以上
(ク) 週所定労働時間 20 時間以上かつ勤務期間 1 年以上かつ報酬の月額 98,000 円以上

(4) 次は通知「確定給付企業年金制度について」の別添「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に規定する「給付の額に関する事項」に関する記述である。

一 （略）

① （略）

② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあつては、(a)において、特定の(b)に属する従業員や特定の(c)の従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の(b)に属する従業員や他の(c)の従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。

③ 制度の目的が老後の安定的所得の保障であることに鑑み、(d)や(e)等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の(f)こと、早期に脱退した者の給付の額の方が(g)ことなど、制度の目的を逸脱するものであつてはならないこと。また、給付の額の算定方法に規則第二十五条第二号の方法に基づく(h)が含まれている場合においても、早期に脱退した者の給付の額の方が(g)ことなど、制度の目的を逸脱するものであつてはならないこと。

④～⑩ （略）

【選択肢】

- (ア) 優遇されている、(イ) 劣遇されている、(ウ) 有利である、(エ) 不利である、(オ) 上限の設定、(カ) 下限の設定、(キ) 学歴、(ク) 年齢、(ケ) 性別、(コ) 勤務形態、(サ) 職種、(シ) 勤続年数、(ス) 就労規則等、(セ) 就労規則、(ソ) 労働協約等、(タ) 労働協約、(チ) 退職金規定等、(ツ) 退職金規定、(テ) 退職時の勤続年数、(ト) 退職事由、(ナ) 退職時の年齢、(ニ) 資格喪失時の勤続年数、(ヌ) 資格喪失事由、(ネ) 資格喪失時の年齢、(ノ) 格差がない、(ハ) 格差が過大である、(ヒ) 格差が僅少である、(フ) 支給開始年齢、(ヘ) 支給期間、(ホ) グループ区分、(マ) 定年年齢

- (5) 次は通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的取扱いについて」に規定する「承継事業所償却積立金」に関する記述である。

第五 承継事業所償却積立金

一 趣旨

承継事業所償却積立金は、(a) に伴い基金等が受換する資産額が増加時における当該事業所の (b) の額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。

二 (略)

三 とりくずす方法

(c) の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が (d) を拠出することとなるときは、第三の三により控除した額につき、承継事業所償却積立金をとりくずすこと。(略)

【選択肢】

- (ア) 積立上限、(イ) 特別掛金、(ウ) 実施事業所の増加、(エ) 事務費掛金、
(オ) 基金等の合併及び分割、(カ) 特例掛金、(キ) 一括拠出金、(ク) 特別掛金収入現価、
(ケ) 財政計算、(コ) 規約型企業年金から基金への移行、(サ) 数理債務、
(シ) 非継続基準に係る財政検証、(ス) 基礎率の変更、(セ) 業務経理の見直し、(ソ) 責任準備金、
(タ) 実施事業所間の権利義務の承継、(チ) 最低積立基準額、(ツ) 制度変更

(6) 次は適格退職年金契約の自主審査要領に規定する予定脱退率に関する記述である。

- イ 予定脱退率は、算定の日前 3 年間の実績に基づいて算出することを要する。ただし、設立後日の浅い法人のように使用すべき実績がない場合や火災等により過去の記録を失い実績によることができない場合等には、次回財政再計算を 3 年後に行うことを条件として、次の方法によることができる。
 - (イ) 業種、業態並びに (a) が類似している事業主の脱退率を勘案して算定する。
 - (ロ) (略)
 - (ハ) (略)
- ロ (略)
- ハ 予定脱退率の算定にあたっては、当該算定の基礎となった期間に異常な退職者を含む年度があるときは、当該年度又は当該異常な退職者を除いて過去 3 年以上の実績を使用するものとする。
 - (注) 異常な退職者を含む年度とは、(b) 又は (c) 等により年間退職者数が他の年度に比し著しく増加した年度をいう。
- ニ 予定脱退率に安全率を見込む場合は次の方法によるものとする。
 - (イ) 実績値に (d) % ~ (e) % の一定率を乗ずる方法。
 - (ロ) 退職者のうち、短期の勤続者を除いて算定する方法。
- ホ 予定脱退率は、次回の財政再計算時まで変更しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、脱退率の見直しを行い、必要があると認められるときはこれを変更するものとする。
 - (イ) 合併又は共同委託（結合）契約への変更（共同委託者（結合子会社）の追加を含む。）等により、加入者数が大幅に増減したとき。
 - (ロ) (f) 又は (g) が変更されたとき。
- ヘ 加入者数が (h) 人に満たない場合は、事業主の実績に基づいて算定された予定脱退率に代えて、複数の適格年金契約の加入者の退職実績に基づいて合理的に算定された予定脱退率（＝「経験予定脱退率」）を使用することができるものとする。
 - この場合、上記ロ～ホは適用しないことができる。
- ト (略)

【選択肢】

(ア)0、(イ)40、(ウ)50、(エ)60、(オ)80、(カ)85、(キ)90、(ク)100、(ケ)110、(コ)120、(サ)140、(シ)150、(ス)200、(セ)年金規程、(ソ)資本金水準、(タ)法人の合併、(チ)法人の分割、(ツ)雇用条件、(テ)給与規程、(ト)営業譲渡、(ナ)退職金規程、(ニ)定年年齢、(ヌ)就業規則、(ネ)加入資格、(ノ)勸奨退職、(ハ)受給資格、(ヒ)特定年齢、(フ)年齢構成、(ヘ)事業規模、(ホ)年金支給開始年齢、(マ)企業規模の縮小、(ミ)給与体系

(7) 次は社団法人日本年金数理人会及び社団法人日本アクチュアリー会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に規定する「期間定額基準」に関する記述である。

期末までに発生していると認められる額の割合として、「退職時点までの勤務期間」に対する「現在時点までの勤務期間」の割合を用いるものであり、会計基準で（ a ）としている方法である。

（ b ）や（ c ）などを過去勤務年数とみなして退職給付額を決定している場合には、勤務期間にこれらの期間を含めることが必要である。

なお、加入期間に基づいて給付額を決定する退職給付制度で以下のような場合には、（ d ）を考慮した上で当該部分に限り、加入期間を用いて当該割合を算定することができるものとする。

- (1) 加入資格は入社即時であるが、制度設立前の勤務期間を退職給付の算出基礎にしていない場合
- (2) 加入資格に（ e ）がある場合
- (3) 従業員の拠出部分がある場合

また、退職給付の（ f ）を行っている場合には、（ f ）後の期間は勤務期間に含めないことになる。

【選択肢】

(ア) 待期期間、(イ) 他社勤務期間、(ウ) 転籍前勤務期間、(エ) 試用期間、(オ) 出向期間、(カ) 勤続期間、(キ) 経過期間、(ク) 特例、(ケ) 原則、(コ) 例示、(ク) 重要性基準、(シ) 単一性基準、(ス) 継続性基準、(セ) 打切り支給、(ソ) 早期退職優遇支給、(タ) 繰り上げ支給、(チ) 待期条件、(ツ) 停止条件、(テ) 年齢条件

(8) 次は社団法人日本年金数理人会及び社団法人日本アクチュアリー会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に規定する「予定死亡率」に関する記述である。

予定死亡率については、個々の企業の実績よりも（ a ）の生命表を基準にして設定する方法が一般的であり、合理性が高いと考えられる。したがって、予定死亡率は、原則として（ b ）で使用されている死亡率や直近の（ c ）に基づく死亡率を使用するものとし、当該企業の過去の実績に基づく死亡率については、（ d ）の企業で十分な実績値が利用できるなど、明らかにその方が合理的である場合に限って使用することができるものとする。

（以下、略）

【選択肢】

- (ア) 確定給付企業年金制度、(イ) 企業年金制度、(ウ) 法令、
- (エ) 中小企業基本法に定める中小企業以外、(オ) 常時雇用される者が三千人以上、
- (カ) 国民年金制度、(キ) 通知、(ク) 被用者年金被保険者等、(ケ) 死亡者が多数発生する特殊、
- (コ) 国民全体、(サ) 厚生年金保険の被保険者、(シ) 厚生年金保険の将来予測、
- (ス) 極めて大規模、(セ) 告示、(ソ) 国民生命表、(タ) 厚生年金適用事業所全体、(チ) 経験生命表

(9) 次は社団法人日本年金数理人会が作成した「倫理規範」に規定する第2章行動規範に関する記述である。

第3条 会員は、その使命にかんがみ、年金数理人の（ a ）又は品位を害するような行為をしてはならない。

第4条 （略）

第5条 （略）

第6条 会員は、依頼された年金数理業務を（ b ）に行うことに支障がないと判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、利害の対立が生じるおそれのある場合は、その内容を関係者に開示した上で、その業務を行わなければならない。

【選択肢】

- (ア) 正当、(イ) 評判、(ウ) 名誉、(エ) 公正、(オ) 品性、(カ) 適正、(キ) 風格、(ク) 公平、(ケ) 信用、
- (コ) 冷静

問題 2. 平成 21 年 1 月 22 日に企業会計基準委員会より「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」が公表されている。この文書は企業会計基準委員会が我が国の会計基準の国際会計基準とのコンバージェンスを見据えて退職給付会計に関する論点について整理したものである。この文書に関して以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(9 点)

- (1) 退職給付債務及び勤務費用の測定方法に関して、我が国の会計基準の取り扱いを国際的な会計基準と比べると発生給付評価方式が用いられるなど概ね同様の取り扱いが採用されているものの、3 点の取り扱いを異にする部分があると述べられているが、その 3 点を解答欄に記せ。
- (2) 割引率を含めた計算基礎率の変更にかかる取扱いに関して、現行の我が国の会計基準と国際的な会計基準には相違があると述べられているが、そこで述べられている①我が国の取扱い（判断基準）の名称を記せ。②また、この取扱いと比較して述べられている国際的な会計基準における数理計算上の差異に関する会計処理の名称を記せ。
- (3) 損益計算書における退職給付費用に係る表示に関して、国際会計基準と我が国の会計基準の相違点が述べられているが、その内容を簡記せよ。
- (4) 清算と縮小の会計処理（我が国の会計基準では、終了の会計処理に相当するもの）に関して、国際的な会計基準と我が国の会計基準の主要な相違点が述べられているが、その内容を簡記せよ。

問題 3. 次の内容が正しい場合は正誤欄に「○」を記載し、誤っている場合は正誤欄に「×」を記載の上、誤っている理由を簡記せよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(10点)

- (1) 適格退職年金制度の全部を他制度に移行せず廃止する場合、適格退職年金制度の積立財産は全て受益者等に帰属し、事業主へ返還することは一切できない。
- (2) 適格退職年金制度の要留保額（法人税法施行令附則第 16 条第 1 項第 9 号に規定する「要留保額」をいう。）の受益者等帰属の例外として、確定給付企業年金制度への移行（権利義務移転）、確定拠出年金制度（企業型年金）への移行、中小企業退職金共済制度への移行があり、これらの場合においては要留保額が事業主へ返還される。
- (3) 確定給付企業年金制度の終了時の残余財産は事業主へ返還できないが、確定拠出年金制度（企業型年金）へ移行する場合には例外となり、残余財産のうち個人別管理資産に充てる額が事業主へ返還される。
- (4) 適格退職年金制度から確定拠出年金制度（企業型年金）への全部移行（適格退職年金制度の廃止となる場合）において、適格退職年金制度の積立財産が変更前制度による責任準備金の額を下回る場合には、「当該下回る額全額を一括拠出する方法」及び「一括拠出は行わず給付減額の規約変更を行う方法」のいずれかの方法を選択する必要がある。
- (5) 確定給付企業年金制度から確定拠出年金制度（企業型年金）への一部移行において、確定給付企業年金制度の積立金の額が、変更前制度による数理債務及び最低積立基準額のいずれか大きい額を下回る場合には、当該下回る額を一括拠出しなければならない。

問題 4. 厚生年金基金の給付現価負担金に関し、以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(14 点)

- (1) ある厚生年金基金の各年度の推移が下表の通りとなった。このとき、①～④の額を求めよ。
 なお、最低責任準備金の計算上、給付現価負担金は交付されるべき事業年度の末日に交付されるものとする。

各年度の期中の収支 (いずれの数値も年度末までの利息相当分を含む) (単位: 億円)

	N+1 年度	N+2 年度
免除保険料	10	10
権利義務の承継等にかかる額	1	1
代行給付相当額	12	12
中途脱退者にかかる代行給付の現価相当額	7	7
権利義務の移転にかかる額	0	0
離婚分割移換金	0	0
給付現価負担金	(①)	(③)

最低責任準備金の付利率: N+1 年度、N+2 年度とも 3.00%

年度末の数値 (単位: 億円)

	N 年度末	N+1 年度末	N+2 年度末
最低責任準備金	200	(②)	(④)
代行部分過去給付現価	810	820	830
過去期間代行給付現価	820	830	840
未収金及び未払金	0	0	0

- (2) 給付現価負担金の交付に関する規定が設けられた趣旨をこの規定が存在しないと仮定した場合に生じる問題を踏まえて簡記せよ。
- (3) 給付現価負担金が次の A～D のそれぞれに与える影響について、給付現価負担金が交付されなかった場合と比較した主な留意点を、それぞれ 2 つずつ簡記せよ。なお、記述内容は下記の例を参考とし、特定の条件下における留意点であればその条件も記述すること。
- A. 非継続基準の財政検証 (最低積立基準額に対する純資産額の積立)
 - B. 継続基準の財政検証
 - C. 積立金の運用
 - D. 設立事業所事業主の退職給付会計

< 例 > 非継続基準の財政検証 (最低責任準備金に対する純資産額の積立)

⇒ 積立比率が 1.05 を上回る場合、給付現価負担金の交付により、積立比率が基準値 1.05 を下回る可能性が高くなる。

問題 5. ある確定給付企業年金の財政決算の結果、各事業年度の末日における積立金の額（純資産額）、最低積立基準額、各事業年度中の掛金の額は下表の通りとなった。ただし、カッコ内の数値は見込額とする。このとき、以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。（12点）

表 1（平成 17 年度から平成 21 年度まで）（単位：百万円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
積立金の額	14,000	14,500	15,000	14,500	(15,000)
最低積立基準額	15,000	16,000	17,000	18,000	(19,000)
掛金の額	1,100	1,150	1,100	1,100	(1,150)

表 2（平成 26 年度から平成 30 年度まで）（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
積立金の額	14,000	14,500	15,000	14,500	(15,000)
最低積立基準額	15,000	16,000	17,000	18,000	(19,000)
掛金の額	1,100	1,150	1,100	1,100	(1,150)

- (1) 表1の数値を用いて、平成20年度決算における非継続基準による財政検証の結果と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拋出するとした場合に、追加する掛金の額の取り得る範囲を求めよ。
- (2) 表2の数値を用いて、平成29年度決算における非継続基準による財政検証の結果と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拋出するとした場合に、追加する掛金の額の取り得る範囲を求めよ。

なお、解答を行うにあたっては、以下を前提とすること。

- ・非継続基準による財政検証の結果とは「掛金引き上げ要否の判定結果、その判定の基礎となった積立比率（小数点以下第3位を切捨て）、およびその基準値との大小関係」を言う。
- ・追加して拋出する掛金の算定の方法は確定給付企業年金法施行規則（以下、則）第58条第1項第1号に定める方法（積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法）とする。
- ・各事業年度は4月から3月までとする。
- ・平成20年度、平成21年度、平成29年度、平成30年度に属する日を計算基準日とする財政計算を行う事由は生じていないものとする。
- ・則附則第2条に規定する則第58条および則第59条の規定の適用に関する経過措置は平成24年3月31日までで終了しているものとする。

問題 6. 企業年金制度における加入者と事業主のリスク分担についてどうあるべきか意見を述べ（以下の表を参考にしても良い）、そのリスク分担を実現する上で我が国の企業年金制度をどのように変更すべきか所見を述べよ。また、変更すべき点がないと考えるときはその理由を述べよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(25 点)

英国雇用年金省が 2005 年に発表したハイブリッド型年金制度に関する調査報告

リスクの種類	投資リスク	年金化リスク (長寿リスク)	昇給リスク (インフレリスク)
最終給与比例年金制度	事業主	事業主	事業主
最終給与比例一時金制度	事業主	加入者	事業主
全期間平均給与比例年金制度 (給与再評価ありを含む)	事業主	事業主	加入者
(中略)			
キャッシュ・バランス型年金制度	事業主	加入者	加入者
個人運用型確定拠出制度	加入者	加入者	加入者

出典：社団法人日本年金数理人会ハイブリッドプラン検討特別委員会による「我が国におけるハイブリッド型企业年金制度の拡充について」(平成 21 年 4 月 16 日) p.3 より抜粋。

解答用紙

平成21年10月15日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題1

(1)	a	(ア)	b	(ク)	c	(ア)	d	(ク)
	e	(セ)	f	(ケ)	g	(サ)	h	(サ)

(2)	a	(ウ)	b	(ア)	c	(ケ)	d	(ト)
	e	(キ)	f	(カ)	g	(コ)	h	(タ)
	i	(チ)	j	(ソ)				

* hとiは順不同

(3)	①	(イ)	②	(イ)	③	(ア)、(ウ)、(エ)
	④	(ク)				

(4)	a	(ソ)	b	(サ)	c	(キ)	d	(ヌ)
	e	(ネ)	f	(ハ)	g	(ウ)	h	(オ)

* dとeは順不同

(5)	a	(ウ)	b	(サ)	c	(ケ)	d	(イ)
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

(6)	a	(ヘ)	b	(チ)	c	(マ)	d	(オ)
	e	(コ)	f	(ネ)	g	(ニ)	h	(ク)

* bとc、fとgは順不同

(7)	a	(ケ)	b	(エ)	c	(イ)	d	(サ)
	e	(テ)	f	(セ)	* bとcは順不同			

(8)	a	(コ)	b	(イ)	c	(ソ)	d	(ス)
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

(9)	a	(ケ)	b	(エ)
-----	---	-----	---	-----

解答用紙

平成21年10月15日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題2

(1)	①	退職給付見込額の期間帰属の方法
	②	予定昇給率
	③	割引率の設定方法

(2)	①	重要性基準
	②	回廊アプローチ

(3)	国際会計基準では分解表示が認められているが、我が国の会計では人件費に一括表示される点

(4)	我が国の会計基準では将来勤務に係る部分の減額改訂も過去勤務債務として取り扱っており、この部分を縮小として取り扱う国際的な会計基準とは大きく異なっている。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題3

(1)	正誤	×
	理由	剰余金（留保すべき金額を超える額）は、適格退職年金規約に規定することにより事業主へ返還することが可能であるため。

(2)	正誤	×
	理由	確定給付企業年金制度への移行（権利義務移転）及び中小企業退職金共済制度への移行の場合は、要留保額は直接移換され、事業主に返還されないため。

(3)	正誤	×
	理由	個人別管理資産に充てる額については直接移換され、事業主へ返還されないため。

(4)	正誤	×
	理由	一括拠出額を当該下回る額の一部とすることも可能であり、また、当該下回る額全額を一括拠出しない場合でも給付減額の規約変更は不要なため。

(5)	正誤	×
	理由	一括拠出しなければならない額は、積立金（移換額控除後）が、変更後制度による数理債務及び最低積立基準額のいずれか大きい額を下回る場合の下回る額であるため。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題4	
-----	--

(1)	①	210
	②	408
	③	1.4
	④	413.64

(2)	平成16年の厚生年金保険法改正により、最低責任準備金の計算方法は平成11年10月に導入された「過去法による責任準備金」とする方法を継続することとなった。この計算に使用する利率は厚生年金本体の運用利回りに連動するため、また将来予定利率を引き下げた場合に「過去法による責任準備金」が「将来法による責任準備金」を下回るため代行給付を行うための財源が不足する可能性があった。これを考慮し、最低責任準備金が過去期間代行給付現価（将来法による責任準備金）を大きく下回ることとなった場合には、厚生年金基金に「給付現価負担金」を交付することとし、代行給付を行うための財源の手当をしたものである。

※(1)の解法

①N+1年度末に交付される給付現価負担金 = $820 \div 2 - 200 = 210$ (億円) ($\because 820 \times 1/4 > 200$)

②N+1年度末の最低責任準備金 = $200 + 200 \times 3\% + 10 + 1 - 12 - 7 + 210 = 408$ (億円)

③N+2年度末に交付される給付現価負担金 = $(830 \times 1/2 - 408) \times 1/5 = 1.4$ (億円)

($\because 830 \times 1/4 < 408 < 830 \times 1/2$)

④N+2年度末の最低責任準備金 = $408 + 408 \times 3\% + 10 + 1 - 12 - 7 + 1.4 = 413.64$ (億円)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題4(3)			
<p>各項目毎に次の内容のうち2つが簡記されていればよい。なお、次の内容以外であっても適切なものは加点することがある。</p>			
<p>A. 非継続基準の財政検証（最低積立基準額に対する純資産の積立）</p>			
<p>①積立比率が0.9を下回る場合、給付現価負担金の交付により、積立比率が基準値0.9を上回る可能性が高くなる。</p>			
<p>②財政検証の基準値の経過措置期間が終了した場合には、財政検証の基準値を上回る可能性は変わらない。</p>			
<p>③積立水準の回復計画において、積立金の運用利回りの見込みが最低責任準備金の利率の見込みを上回る場合には、回復計画期間終了時点で積立水準を回復する可能性が高くなる。</p>			
<p>B. 継続基準の財政検証</p>			
<p>①責任準備金と積立金と同額増加するという観点からは、繰上計算の要否の判定に影響を与えない。</p>			
<p>②許容繰越不足金の計算方法を「責任準備金の一定割合」としている場合には、許容繰越不足金が増加し繰上計算の要否判定に影響する可能性がある。</p>			
<p>③資産評価の方法で「数理的評価による方式」を採用している場合には、許容乖離幅が拡大し資産評価調整額の増減要因となり、繰上計算の要否の判定や、繰上計算による掛金の結果に影響する可能性がある。</p>			
<p>C. 積立金の運用</p>			
<p>①積立金の規模が拡大し、運用のスケールメリットを享受することが可能となる。</p>			
<p>②積立金の規模が拡大し、運用リスクが拡大することになる。</p>			
<p>D. 設立事業所事業主の退職給付会計</p>			
<p>①退職給付会計の原則法を採用している場合、給付現価負担金は交付年度の収入として帳簿上処理するため、給付現価負担金の交付の有無や交付額が、会計上の利益に影響する。</p>			
<p>②退職給付会計の簡便法を採用している場合、給付現価負担金の交付の有無や交付額は、基本的には会計上の利益に影響しない。</p>			

解答用紙

平成21年10月15日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<p>解答にあたっては、企業年金制度（DC、DB（CBを含む））に関する加入者と事業主のリスク分担について、自分なりにあるべき姿を結論付けており、そのあるべき姿を通じて現行法令の変更の可否を論述し、変更が必要と考える場合は具体的な変更点を、変更が不要と考える場合はその理由について自分なりの所見を述べていればよい。</p>			
<p>なお、単なる結論の記述や知識の羅列ではなく、結論に至るまでの理由や実現に当たっての留意点についても、自分の考え方を理路整然かつ具体的に記述していること。</p>			
<p>論理構成としては以下のような例が挙げられるが、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>			
<p><論理構成（解答）例></p>			
<p>1. あるべきリスク分担の姿</p>			
<p>(1) 我が国の企業年金制度の性格として賃金後払説を前提とした場合、事業主が負担すべきものは「在職中の投資リスク」「在職中のインフレリスク」、加入者が負担すべきものは「退職後の投資リスク」「年金化リスク」「退職後のインフレリスク」と考えることができる。</p>			
<p>(2) ただし、個々の企業年金制度におけるリスク分担は最終的には労使合意により決定されるのが望ましい。</p>			
<p>2. あるべきリスク分担を実現するための見直し</p>			
<p>個々の企業年金制度のリスク分担を労使合意により決定できるようにするためには、リスク分担の選択肢を充実させる必要があり、例えば次のような法整備を行うことが考えられる。</p>			
<p>(1) リスク分担を直列的に併用する選択肢の追加（BR制度、CDC制度、DBの選択一時金要件の緩和、厚生年金基金の終身年金要件の緩和、等）</p>			
<p>(2) リスク分担を並列的に併用する選択肢の規制緩和（DCの拠出限度額の撤廃や途中引き出し要件の緩和、等）</p>			

(注) 裏面には記述しないこと